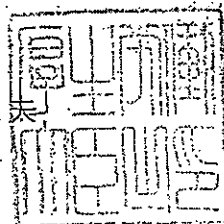


厚生労働省発食安1019第7号
平成22年10月19日

薬事・食品衛生審議会
会長 望月 正隆 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



諮問書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、
下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

次に掲げる農薬の食品中の残留基準設定について

メプロエール

平成22年11月5日

薬事・食品衛生審議会
食品衛生分科会長 岸 玲子 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
農薬・動物用医薬品部会長 大野 泰雄

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
農薬・動物用医薬品部会報告について

平成22年10月19日付け厚生労働省発食安1019第7号をもって諮問された、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づくメプロニルに係る食品規格（食品中の農薬の残留基準）の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

(別添)

メプロニル

今般の残留基準の検討については、魚介類への基準値設定依頼が農林水産省からなされたことに伴い、食品中の農薬等のポジティブリスト制度導入時に新たに設定された基準値（いわゆる暫定基準）の見直しを含め食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

1. 概要

(1) 品目名：メプロニル [Mepronil (ISO)]

(2) 用途：殺菌剤

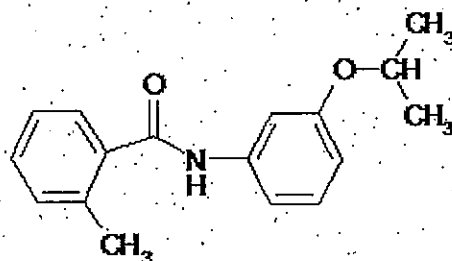
アミド系殺菌剤である。呼吸系のコハク酸脱水素酵素の阻害により、イネ紋枯病菌など担子菌類に特異的活性を示すものと考えられている。

(3) 化学名

3'-isopropoxy-*o*-toluanilide (IUPAC)

2-methyl-*N*-[3-(1-methylethoxy)phenyl]benzamide (CAS)

(4) 構造式及び物性



分子式	$C_{17}H_{19}NO_2$
分子量	269.4
水溶解度	8.23mg/L (20°C)
分配係数	$\text{Log}_{10}\text{Pow} = 3.66$ (20°C, pH7)

(メーカー提出資料より)

2. 適用の範囲及び使用方法

本剤の適用の範囲及び使用方法は以下のとおり。

(1) 国内での使用方法

①75%メプロニル水和剤

作物名	適用病害名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	メプロニルを含む農薬の総使用回数
稲	紋枯病	1000～1500倍	25 L /10a	収穫14日前まで	3回以内	散布	3回以内
	擬似紋枯症 (赤色菌核病菌、褐色菌核病菌、褐色紋枯病菌)	1000倍					
麦類	雪腐小粒菌核病	750～1500倍		根雪前	2回以内		3回以内 (根雪前は2回以内、融雪後は2回以内)
	さび病	1000～1500倍		収穫30日前まで	2回以内		
てんさい	根腐病、葉腐病	500倍	収穫30日前まで	6回以内	6回以内		
ばれいしょ	黒あざ病	70～100倍	—	植付前又は貯蔵前	1回	5～20秒間種いも浸漬	1回
		1000～1500倍		定植時		土壌灌注 (1m ² 当り2～3L)	
だいこん	苗立枯病 (リゾグリア菌)	種子重量の0.4%		は種前	3回以内	種子粉衣	3回以内(種子粉衣は1回以内)
	亀裂褐変症 (リゾグリア菌)	1000～1500倍		収穫21日前まで			
トマト ミニトマト きゅうり すいか	苗立枯病 (リゾグリア菌)	種子重量の0.4%	は種前	1回	種子粉衣	2回以内(種子への処理は1回以内、土壌灌注は1回以内)	
		750～1500倍	は種時～子葉展開時	1回	土壌灌注 (1m ² 当り3L)		
種子重量の0.4%		は種前	1回	種子粉衣			
200倍					1時間種子浸漬		
ほうれんそう	750～1500倍	は種時～子葉展開時	1回	24時間種子浸漬			
				土壌灌注 (1m ² 当り3L)			

75%メプロニル水和剤 (続き)

作物名	適用病害名	希釈倍数	使用 液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法	メプロニル を含む 農薬の総 使用回数
レタス	すそ枯病	500～ 1000 倍	—	結球開始 期まで、 ただし 収穫 30 日前ま で	3 回以内	散布	4 回以内 (種子 粉衣は 1 回 以内、は種後 は 3 回以内)
なし	赤星病			収穫 60 日 前まで			
ぶどう	さび病	1000 倍	—	収穫 45 日 前まで	1 回		1 回
野菜類 豆類 (種実) 飼料作物	リゾクトニア菌に よる病害 (苗立枯病等)	乾燥種子 重量の 0.4%	—	播種前	1 回	種子処理 機による 種子粉衣	1 回
ねぎ	黒穂病					種子粉衣	

②40%メプロニル水和剤

作物名	適用病害名	希釈倍数	使用量	使用 時期	本剤の 使用回数	使用方法	メプロニル を含む 農薬の総 使用回数
稲	紋枯病	6～8 倍	800ml /10a	収穫 14 日前 まで	3 回以内	無人ヘリ散布	3 回以内
		25～30 倍	3L/10a			空中散布	
		800～1000 倍	—			散布	
		300 倍	25L/10a				

③30%メプロニル・10%イミノクタジン酢酸塩水和剤

作物名	適用病害名	希釈倍数	使用量	使用 時期	本剤の 使用回 数	使用 方法	メプロニル を含む 農薬の総 使用回数
小麦	紅色雪腐病 雪腐小粒菌 核病	400 倍	100 ～ 150L /10a	根雪前	2 回以 内	散布	3 回以内 (根雪前は 2 回以内、融雪 後は 2 回以 内)

④3%メプロニル粉剤

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	メプロニルを含む農薬の総使用回数
稲	紋枯病 疑似紋枯症 (赤色菌核病菌) (褐色菌核病菌) (褐色紋枯病菌)	3~4 kg /10a	収穫 14 日前まで	3回以内	散布	3回以内
麦類	さび病		収穫 30 日前まで	2回以内		3回以内 (根雪前は2 回以内、融雪後 は2回以内)
	雪腐菌核病	3~5 kg /10a	根雪前			
こんにゃく	白絹病	20~40 kg /10a	植付時及び生育 期 (但し収穫 30 日前まで)	4回以内	全面土壌 散布又は 作条散布	4回以内
ばれい しょ	黒あざ病	種いも重量 の0.3%	植付前	1回	種いも粉 衣	1回
ふき	白絹病	20~40 kg /10a	定植時			
だいこん	亀裂褐変症 (リゾクトニア菌)	10~20 kg /10a	収穫 21 日前まで	3回以内	全面土壌 散布又は 作条散布	3回以内 (種子 粉衣は1回以 内、播種後は3 回以内)

⑤3%メプロニル粉剤(DL)

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	メプロニルを含む農薬の総使用回数
稲	紋枯病 疑似紋枯症 (赤色菌核病菌) (褐色菌核病菌) (褐色紋枯病菌)	3~4 kg /10a	収穫 14 日前まで	3回以内	散布	3回以内

3. 作物残留試験

(1) 分析の概要

①分析対象の化合物
メプロニル

②分析法の概要

試料からアセトンで抽出し、多孔性珪藻土カラム、フロリジルカラム、シリカゲルカラム等により精製後、ガスクロマトグラフ (NPD、FID 又は ECD) で定量する。

また、アセトン抽出後の n-ヘキサンやジクロロメタンへの転溶、凝固法による精製、

臭素化を、必要に応じて行う。

定量限界：0.004 ～ 0.05 ppm

(2) 作物残留試験結果

国内で実施された作物残留試験結果の概要については、別紙1を参照。

4. 魚介類への推定残留量

本農薬については水系を通じた魚介類への残留が想定されることから、農林水産省から魚介類に関する個別の残留基準の設定について要請されている。このため、本農薬の水産動植物被害予測濃度^{注1)}及び生物濃縮係数（BCF：Bioconcentration Factor）から、以下のとおり魚介類中の推定残留量を算出した。

(1) 水産動植物被害予測濃度

本農薬が水田及び水田以外のいずれの場面においても使用されることから、水田PECTier2^{注2)}及び非水田PECTier1^{注3)}を算出したところ、水田PECTier2は6.5ppb、非水田PECTier1は0.30ppbとなったことから、水田PECTier2の6.5ppbを採用した。

(2) 生物濃縮係数

メプロニル（高濃度区：0.05mg/L、低濃度区：0.005 mg/L）を用い、14、20及び28日間の取込期間を設定したコイの魚類濃縮性試験が実施された。メプロニルの分析の結果から、BCF_{ss}^{注4)} = 41（高濃度区）、40（低濃度区）と算出された。

(3) 推定残留量

(1) 及び (2) の結果から、水産動植物被害予測濃度：6.5ppb、BCF：41とし、下記のとおり推定残留量が算出された。

$$\text{推定残留量} = 6.5 \text{ ppb} \times (41 \times 5) = 1332.5 \text{ ppb} \approx 1.33 \text{ ppm}$$

注1) 農薬取締法第3条第1項第6号に基づく水産動植物の被害防止に係る農薬の登録保留基準設定における規定に準拠。

注2) 水田中や河川中での農薬の分解や土壌・底質への吸着、止水期間等を考慮して算出したもの。

注3) 既定の地表流出率、ドリフト率で河川中に流入するものとして算出したもの。

注4) BCF_{ss}：定常状態における被験物質の魚体中濃度と水中濃度の比で求められたBCF。

（参考：平成19年度厚生労働科学研究費補助金食品の安心・安全確保推進研究事業「食品中に残留する農薬等におけるリスク管理手法の精密化に関する研究」分担研究「魚介類への残留基準設定法」報告書）

5. ADIの評価

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第1号及び第2項の規定に基づき、

食品安全委員会あて意見を求めたメプロニルに係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。

無毒性量：5mg/kg 体重/日
(動物種) イヌ
(投与方法) カプセル経口投与
(試験の種類) 慢性毒性試験
(期間) 2年間
安全係数：100
ADI：0.05mg/kg 体重/day

6. 諸外国における状況

JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、EUにおいていちごに基準値が設定されている。

7. 基準値案

(1) 残留の規制対象

メプロニルとする。

なお、食品安全委員会によって作成された食品健康影響評価においては、食品中の暴露評価対象物質としてメプロニル (親化合物のみ) を設定している。

(2) 基準値案

別紙2のとおりである。

(3) 暴露評価

各食品について基準値案の上限までメプロニルが残留していると仮定した場合、国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量 (理論最大1日摂取量 (TMDI)) のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3参照。

なお、本暴露評価は、各食品分類において、加工・調理による残留農薬の増減が全くないとの仮定の下に行った。

	TMDI/ADI (%) ^{注)}
国民平均	31.8
幼小児 (1~6歳)	59.8
妊婦	26.9
高齢者 (65歳以上)	28.8

注) TMDI試算は、基準値案×各食品の平均摂取量の総和として計算している。

(4) 本剤については、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度(暫定基準)が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。

メプロニル作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場数	試験条件			最大残留量 ^{注1)} (ppm)	
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
水稻 (玄米)	2	3%粉剤	4kg/10a	3, 4回	16, 24, 35日	圃場A: 0.021
					14, 21, 30日	圃場B: 0.242(3回、21日)
水稻 (玄米)	2	75%水和剤	1000倍希釈 150L/10a	2, 3, 4回	14, 21, 30日	圃場A: 0.541
						圃場B: 0.189(3回、30日)
水稻 (玄米)	2	3%粉剤	4kg/10a	3回	15, 22, 29日	圃場A: 0.242
					14, 20, 27日	圃場B: 0.025
水稻 (玄米)	2	①40%ゾル ②75%水和剤	①6倍希釈 0.8L/10a 空中散布 ②1500倍希釈 105L/10a ③1000倍希釈 70L/10a	①2回	30日	圃場A: 0.121
					63日	圃場B: <0.005
				②2回	31日	圃場A: 0.296
					63日	圃場B: <0.005
水稻 (玄米)	3	①75%水和剤 ②3%粉剤	①1000倍希釈 150L/10a	①3回	14日	圃場A: 0.78
					16日	圃場B: 0.11
					14日	圃場C: 0.36
			②4kg/10a	②3回	14日	圃場A: 0.34
					16日	圃場B: 0.04
					14日	圃場C: 0.12
水稻 (玄米)	2	①16%ゾル ②40%ゾル	①原液 0.4L/10a 空中散布	1回	55日	圃場A: 0.02(＃)
					63日	圃場B: 0.08(＃)
			②1000倍希釈 160L/10a 地上散布	1回	55日	圃場A: 0.02
					59日	圃場B: 0.11
小麦 (種子)	3	75%水和剤	1000倍希釈 150L/10a	2回	21, 31日	圃場A: 0.061
					15, 31日	圃場B: 0.314
					36, 46日	圃場C: 0.986
小麦 (種子)	2	3%粉剤	4kg/10a	2回	22, 31日	圃場A: <0.005
					34, 45日	圃場B: 0.016
小麦 (種子)	2	75%水和剤	750倍希釈 150L/10a	3回	19, 28日	圃場A: 0.022(3回、28日)(＃)
					25, 31日	圃場B: 0.008(3回、31日)(＃)
なし (果実)	2	75%水和剤	500倍希釈 250L/10a	5回	30, 60, 91日	圃場A: 0.040
			500倍希釈 350L/10a	5回	30, 60, 90日	圃場B: 0.347
すいか (果実)	2	75%水和剤	①0.4% 種子粉衣 ②750倍希釈 3L/m ² 土壌灌注	①② 各1回	100日	圃場A: <0.004
					74日	圃場B: <0.004
ぶどう (果実)	2	75%水和剤	1000倍希釈 300L/10a	1, 2回	30, 45日	圃場A: 0.66
						圃場B: 0.88
きゅうり (果実)	2	75%水和剤	①0.4% 種子粉衣 ②750倍希釈 3L/m ² 土壌灌注	①② 各1回	71日	圃場A: <0.005
					28日	圃場B: <0.005(＃)
トマト (果実)	2	75%水和剤	①0.4% 種子粉衣 ②750倍希釈 3L/m ² 土壌灌注	①② 各1回	187日	圃場A: <0.005
					75日	圃場B: <0.005(＃)
ほうれんそう (茎葉及び根部)	2	75%水和剤	①0.4% 種子粉衣 ②750倍希釈 3L/m ² 土壌灌注	①② 各1回	26日	圃場A: 0.244
					34日	圃場B: 0.069
だいこん (根部)	4	75%水和剤	①0.4% 種子粉衣 ②1000倍希釈 150L/10a	①1回 ②3回	7, 14, 21日	圃場A: <0.005(4回)(＃)
					①0.4% 種子粉衣 ②1000倍希釈 250L/10a	①1回 ②3回
		①75%水和剤 ②3%粉剤	①0.4% 種子粉衣 ②20kg/10a 土壌全面散布	①1回 ②3回	7, 14, 21日	
			圃場B: <0.005(4回)(＃)			
だいこん (葉部)	4	75%水和剤	①0.4% 種子粉衣 ②1000倍希釈 150L/10a	①1回 ②3回	7, 14, 21日	圃場A: 0.013(4回)(＃)
					①0.4% 種子粉衣 ②1000倍希釈 250L/10a	①1回 ②3回
		①75%水和剤 ②3%粉剤	①0.4% 種子粉衣 ②20kg/10a 土壌全面散布	①1回 ②3回	7, 14, 21日	
			圃場B: 0.34(4回)(＃)			
ふき (茎部)	2	75%水和剤	1000倍希釈 3L/m ² 灌注	3回	30, 45, 59日	圃場A: 3.52(3回、30日)(＃)
					29, 45, 58日	圃場B: 3.68(3回、29日)(＃)
					①1% 種子粉衣 ②1000倍希釈 3L/m ² 灌注	①② 各1回
192日	圃場B: 0.039(2回)(＃)					

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 ^{注1)} (ppm)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
レタス (茎葉部)	2	75%水和剤	500倍希釈 200L/10a	3, 5回	7, 14, 28日	圃場A: 0.46 圃場B: 0.390
ばれいしょ (塊茎)	2	75%水和剤	0.3% 種いも粉衣	1回	137日 103日	圃場A: <0.004(＃) 圃場B: 0.596(＃)
ばれいしょ (塊茎)	2	①3%粉剤 ②75%水和剤	①種いも粉衣	1回	123日	圃場A: <0.005 圃場B: <0.005
			②50倍希釈 浸漬	1回	123日	圃場A: <0.005(＃) 圃場B: <0.005(＃)
こんにゃく (塊茎)	2	3%粉剤	40kg/10a	4回	30, 45, 60日	圃場A: 0.014 圃場B: 0.017
てんさい (根部)	2	75%水和剤	①0.3% 種子粉衣 ②500倍希釈 100L/10a	①1回 ②2回	46, 62日	圃場A: 0.069(3回、46日)(＃)
			①0.5% 種子粉衣 ②500倍希釈 100L/10a	①1回 ②2回	43, 59日	圃場B: 0.024(3回、59日)(＃)
てんさい (根部)	2	75%水和剤	①1000倍希釈 播種後灌注 ②500倍希釈 200L/10a ③500倍希釈 100L/10a	①1回 ②1回 ③3回	30日	圃場A: 0.011(＃)
				①1回 ②2回 ③3回	30, 45日	圃場A: 0.050(6回、45日)(＃)
				①1回 ②1回 ③3回	32日	圃場B: 0.12(＃)
			①1000倍希釈 幼苗期にペーパーネット へ散布 ②500倍希釈 200L/10a 株元散布 ③500倍希釈 100L/10a	①1回 ②2回 ③3回	32, 45日	圃場B: 0.026(6回、45日)(＃)
水稻 (玄米)	2	40%ゾル	6倍希釈 8L/ha 無人ヘリ散布	3回	16日 14日	圃場A: 0.74 圃場B: 0.58
				3回	14, 21日	圃場A: 0.48 圃場B: 0.64
大麥 (種子)	2	75%水和剤	750倍希釈 150L/10a ①根雪前散布 ②収穫前散布	①1回 ②2回	21, 28日	圃場A: 0.82 圃場B: 0.16
てんさい (根部)	2	75%水和剤	①100倍希釈 1L/ペーパーネット一冊 土壌灌注 ②125倍希釈 25L/10a	①1回 ②6回	21, 28, 42日	圃場A: <0.05(7回)(＃) 圃場B: <0.05(7回)(＃)
てんさい (根部)	2	75%水和剤	①100倍希釈 1L/ペーパーネット一冊 土壌灌注 ②500倍希釈 300L/10a	①1回 ②6回	21, 28, 42日	圃場A: <0.05(7回)(＃) 圃場B: <0.05(7回)(＃)
小麦 (種子)	2	①30%ゾル ②75%水和剤	①400倍希釈 150L/10a根雪前 ②750倍希釈 150L/10a生育期	①② 各2回	21, 28日	圃場A: 0.07(4回、21日)(＃) 圃場B: 0.16(4回、21日)(＃)
水稻 (玄米)	2	40%ゾル	6倍希釈 0.8L/ha 無人ヘリ散布	3回	14, 21, 28日	圃場A: 0.31 圃場B: 0.46

注1) 最大残留量: 当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験(いわゆる最大条件下の作物残留試験)を実施し、それぞれの試験から得られた残留量。(参考: 平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」)

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留量が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留量が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について()内に記載した。

注2) (＃)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。なお、適用範囲内で実施されていない作物残留試験については、適用範囲内で実施されていない条件を斜体で示した。

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	2	2.0	○			0.78(\$), 0.11, 0.36
小麦	2	2.0	○			0.061, 0.314, 0.986(\$)
大麦	2	2.0	○			0.82(\$), 0.16
ライ麦	2	2.0	○			(小麦、大麦参照)
その他の穀類	2		○			(小麦、大麦参照)
ばれいしょ	0.02	1.0	○			<0.005, <0.005
こんにやくいも	0.1	1.0	○			0.014, 0.017
てんさい	0.2	1.0	○			<0.05, <0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.02	1.0	○			<0.005(#), <0.005(#)
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	1	5.0	○			0.011(#), 0.34(#)(%)
レタス	1	1.0	○			0.46, 0.390
その他のきく科野菜	0.2	1.0	○			0.009(#), 0.039(#)(%) (ふき)
トマト	0.02	1.0	○			<0.005, <0.005
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.02	1.0	○			<0.005, <0.005
ずいか	0.02	2.0	○			<0.004, <0.004
ほうれんそう	0.7	1.0	○			0.244(\$), 0.069
日本なし	1	2.0	○			0.040, 0.347(\$)
西洋なし	1	2.0	○			(日本なし参照)
ぶどう	2	5.0	○			0.66, 0.88
その他のハーブ		1				
魚介類	2					推: 1.3

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。
 「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

(別紙3)

メプロニル推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品群	基準値案 (ppm)	国民平均 TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
米 (玄米をいう。)	2	370.2	195.4	279.4	377.6
小麦	2	233.6	164.6	246.8	166.8
大麦	2	11.8	0.2	0.6	7.2
ライ麦	2	0.2	0.2	0.2	0.2
その他の穀類	2	0.6	0.4	1.0	0.6
ばれいしょ	0.02	0.7	0.4	0.8	0.5
こんにやくいも	0.1	1.3	0.6	1.1	1.3
てんさい	0.2	0.9	0.7	0.7	0.8
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	0.02	0.9	0.4	0.6	1.2
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	1	2.2	0.5	0.9	3.4
レタス (サラダ菜及びちしやを含む。)	1	6.1	2.5	6.4	4.2
その他のきく科野菜	0.2	0.1	0.0	0.1	0.1
トマト	0.02	0.5	0.3	0.5	0.4
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.02	0.3	0.2	0.2	0.3
すいか	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0
ほうれんそう	0.7	13.1	7.1	12.2	15.2
日本なし	1	5.1	4.4	5.3	5.1
西洋なし	1	0.10	0.10	0.10	0.10
ぶどう	2	11.6	8.8	3.2	7.6
魚介類	2	188.2	85.6	188.2	188.2
計		847.5	472.4	748.2	780.9
ADI比 (%)		31.8	59.8	26.9	28.8

高齢者及び妊婦については水産物の摂取量データがないため、国民平均の摂取量を参考とした。
TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

(参考)

これまでの経緯

昭和56年	8月7日	初回農薬登録
平成17年	11月29日	残留農薬基準告示
平成19年	8月29日	農林水産省より厚生労働省へ基準値設定依頼(魚介類)
平成20年	3月25日	厚生労働大臣より食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成20年	4月1日	厚生労働大臣より食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について追加要請
平成21年	12月17日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成22年	10月19日	薬事・食品衛生審議会への諮問
平成22年	10月22日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

青木 宙	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科特任教授
生方 公子	北里大学北里生命科学研究科病原微生物分子疫学研究室教授
○大野 泰雄	国立医薬品食品衛生研究所副所長
尾崎 博	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
加藤 保博	財団法人残留農薬研究所理事
斉藤 貢一	星薬科大学薬品分析化学教室准教授
佐々木 久美子	元国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
佐藤 清	財団法人残留農薬研究所 理事・化学部部長
志賀 正和	元農業技術研究機構中央農業総合研究センター虫害防除部長
豊田 正武	実践女子大学生生活科学部食生活科学科教授
永山 敏廣	東京都健康安全研究センター医薬品部長
松田 りえ子	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
山内 明子	日本生活協同組合連合会執行役員組織推進本部本部長
山添 康	東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野教授
吉池 信男	青森県立保健大学健康科学部栄養学科教授
由田 克士	大阪市立大学大学院生活科学研究科教授
鱒淵 英機	大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授

(○：部会長)

答申（案）

メプロニル

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	2
小麦	2
大麦	2
ライ麦	2
その他の穀類 ^{注1)}	2
ばれいしょ	0.02
こんにやくいも	0.1
てんさい	0.2
だいこん類(根)	0.02
だいこん類(葉)	1
レタス(サラダ菜及びチシャを含む。)	1
その他のきく科野菜 ^{注2)}	0.2
トマト	0.02
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.02
すいか	0.02
ほうれんそう	0.7
日本なし	1
西洋なし	1
ぶどう	2
魚介類	2

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

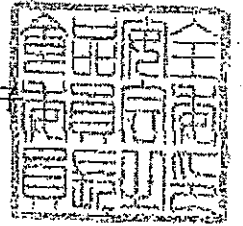


府食第 1167 号
平成 21 年 12 月 17 日

厚生労働大臣
長妻 昭 殿

食品安全委員会

委員長 小泉 直子



食品健康影響評価の結果の通知について

平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701015 号、平成 20 年 3 月 25 日付け厚生労働省発食安第 0325017 号及び平成 20 年 4 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0401005 号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められたメプロニルに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 23 条第 2 項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細は別添のとおりです。

記

メプロニルの一日摂取許容量を 0.05 mg/kg 体重/日と設定する。

農薬評価書

メプロニル

2009年12月

食品安全委員会

目次

	頁
○ 審議の経緯	3
○ 食品安全委員会委員名簿	4
○ 食品安全委員会農薬専門調査会専門委員名簿	4
○ 要約	7
I. 評価対象農薬の概要	8
1. 用途	8
2. 有効成分の一般名	8
3. 化学名	8
4. 分子式	8
5. 分子量	8
6. 構造式	8
7. 開発の経緯	8
II. 安全性に係る試験の概要	9
1. 動物体内運命試験	9
(1) 吸収	9
(2) 分布	9
(3) 代謝	10
(4) 排泄	11
2. 植物体内運命試験	12
(1) 水稻	12
(2) ぶどう	12
(3) レタス	13
3. 土壌中運命試験	14
(1) 好氣的湛水土壌中運命試験	14
(2) 好氣的土壌中運命試験	14
(3) 土壌吸着試験	15
4. 水中運命試験	15
(1) 加水分解試験	15
(2) 水中光分解試験	15
5. 土壌残留試験	16
6. 作物等残留試験	17
(1) 作物残留試験	17
(2) 魚介類における最大推定残留値	17
(3) 乳汁移行試験	17